

*Study Series No. 54*

*March 2005*

ある地方弁護士における「啓蒙」  
——トゥルーズ高等法院弁護士 A.-A. ジャムの活動——

山 崎 耕 一

一橋大学社会科学古典資料センター  
*Center for Historical Social Science Literature*  
*Hitotsubashi University*

ある地方弁護士における「啓蒙」  
——トゥルーズ高等法院弁護士 A.-A. ジャムの活動——

山 崎 耕 一

## 目 次

1. 始めに .....	1
2. 「ルイ十五世頌」.....	3
3. 大バイイ裁判所に抗して .....	5
4. トゥルーズ第三身分の三部会陳情書 .....	15
5. 革命へ .....	26

## 1. 始めに

本稿で我々が取り上げるのは、トゥルーズ高等法院の法廷および同じトゥルーズの地方アカデミーであるジュ・フロロー (Académie des Jeux Floraux) の双方で活躍した弁護士アレクサンドル=オーギュスト・ジャム (Alexandre-Auguste Jamme, 1736–1818) である。レナード・バーランステンによれば<sup>1)</sup>、彼はトゥルーズ高等法院でもっとも弁護回数が多かった弁護士の1人であった。彼の没後、1819年にジュ・フロローのメンバーであるタジャン (Tajan) が「ジャム頌」を発表しているので<sup>2)</sup>、主にそれに依拠しながらまず最初にジャムの生涯を紹介したい<sup>3)</sup>。

アレクサンドル=オーギュスト・ジャムはトゥルーズの東12キロほどのところにあるモン (Mons) という村に生まれ、7歳の時にトゥルーズに移り住んだ。父ガブリエルは公証人 (notaire royal) であった。トゥルーズでは、サン=テチエンヌ教会参事会員である伯父に育てられ、エスキル校 (collège d'Esquille) で学んだ。1759年、23才で大学に入り、法学の勉強をしている。同年、法学部のデーズ (Dèzes) 教授が亡くなり、ジャムがその追悼演説を行なった。翌1760年にコンベット=ドート・セール (Combettes-d'Haute Serre) 教授が亡くなったときも同様であった。これら二つの追悼演説が大変優れていたので、大学はジャムに「法学騎士 chevalier ès lois」の称号を授けた。この称号はランソワ一世がトゥルーズを訪れた際にトゥルーズ大学の特権として授与することを認めたものであり、アクセル・デュブルによれば<sup>4)</sup>ジャム以前には1522年に一度授与された例があるのみであった。この頃から詩作にも手を染め、アカデミー・デ・ジュ・フロローに作品を寄せるようになっている。デュブルによれば<sup>5)</sup>1758年からアカデミーのコンクールに応募を始めているようであり、この年から作品集にジャムの詩が掲載されるようになるが、入選するのは1760年の「望遠鏡」と題する詩が最初である。翌61年には、提出した6篇の詩すべてが賞を得て作品集に掲載されるという快挙を成し遂げている。同じ年に弁護士としての活動も始めた。タジャンによれば、それまでは文学に関心を持つ弁護士は中途半端に二足のわらじを履く者として評判が悪かったのだが、この頃から少しづつ理解されるようになっていた。ジャムは弁護士としても成功し、顧客も多かった。1770年<sup>6)</sup>にはジュ・フロローの会員に選出されており、創作活動も盛んであった。とはいえる、作品集で確認できるのは1770年の「クレマンス・イゾール頌」と1774年の「ルイ一五世頌」の2

<sup>1)</sup> Lenard R. Berlanstein, *The Barristers of Toulouse in the eighteenth century (1740–1793)*, The Johns Hopkins University Press, 1975, p. 15

<sup>2)</sup> *Recueil de l'Académie des Jeux floraux*, 1819, pp. 27–39

<sup>3)</sup> 以下に記すジャムの生涯は、特に注を付さない限り、タジャンのこの作品による。

<sup>4)</sup> Axel Duboul, *Les Deux siècles de l'Académie des jeux floraux*, Toulouse, 1901, 2 vols, t. 2, p. 281

<sup>5)</sup> id.

<sup>6)</sup> デュブルによれば1771年である。Duboul, id.

点のみである。

1788年には、財務総監のロメニー・ド・ブリエンヌと国璽尚書のC. F. ド・ラモワニヨンによって大バイイ裁判所（Grands Baillages）と諸侯会議（Cour plénière）が設置され、高等法院の主要な権限がこれらふたつに委譲された。ジャムはトゥルーズ高等法院の法官と連帯し、弁護士を代表して国王への抗議文を執筆した。それがもとで、他の2人の弁護士とともに封印状によりパリに召集されたが、ブリエンヌなどの失脚により、無事トゥルーズに帰還することができた。彼らがトゥルーズに到着する日は町を挙げての祝祭となり、ジャムのメダルが作られて、「祖国の雄弁家（orator patrioe）」の銘が刻まれた。

フランス革命の際には一時投獄され、釈放されたものの再び追及を受けて逃亡した。そのため亡命者（émigré）とされて財産は没収され、家族は離散し、息子2人は逮捕された。『トゥルーズ人名録<sup>7</sup>』によれば、ジャムの逃亡は1793年3月のことであり、ロベスピエールの没落後3ヵ月してようやく自由を取り戻すことができた。デュブルによると<sup>8</sup>、逃亡中はトゥルーズの南方14キロほどのオールヴィル（Aureville）にあるフォントニュ侯爵（Marquis de Fontenilles）邸にかくまわれており、この隠れ家が民衆に見つかった時には、息子の機転で間一髪窓から脱出した（息子は身代わりに逮捕された）のだった。

革命後は、統領政府のもとでトゥルーズ大学法医学部教授、ついで法学部長となった。ジュ・フロローの再開のためにも努力し、1806年には再開にこぎつけた。さらに、デュブルの同じ文献によれば1809年にはトゥルーズ大学区長（Recteur de l'Académie de Toulouse）、1807年から亡くなるまではトゥルーズ科学アカデミーの会長を歴任している。1818年10月13日、82才で病没した。

ジャムは、結局のところ、トゥルーズに密着した人間であった。生涯をトゥルーズとその周辺十数キロの中で過ごした。恐怖政治期にトゥルーズから逃亡した時でさえ、この範囲からは抜け出していないのである。1788年にパリに赴いたのが唯一の例外であるが、これは上に記したように、筆禍事件により政府から呼び出されたためであって、自発的にトゥルーズを離れたのではない。村の公証人を父しながら自分は高等法院の弁護士として成功したのであるから、かなりの立身出世といってよいだろう。ジャムは、こうした立身出世を可能にしたアンシアン=レジーム社会のシステム、とりわけ高等法院に愛着を持ち、その維持に執着した。それ故に、アンシアン=レジームを終わらせたフランス革命には反対だったのである。しかし単なる後ろ向きの保守主義者ではないことは、革命後に新たな秩序が形成されればすぐにそれに適応し、要職を兼務して、栄誉に包まれた名士として晩年を過ごしたことからも明らかであろう。ジャムの生涯を軽く概観しただけでも、個人の能力による社会的上昇という新たな価値観を抱くためにフランス革命の際には却って

---

<sup>7</sup> Biographie toulousaine, ou Dictionnaire historique des personnages qui...se sont rendus célèbres dans la ville de Toulouse, par une société de gens de lettres, 1823

<sup>8</sup> Duboul, op.cit.

革命反対にまわるという、一見すると逆説的とも思える生き方を体現していたことが窺われる。

本稿はそのジャムが革命前から革命初期にかけて執筆・発表した著述を史料として、彼の思想形成を跡付けようとするものである。こうしたケース・スタディを通して、地方の文化人・読書人における啓蒙思想の実態（いふなれば「生きられた啓蒙思想」）および啓蒙思想とフランス革命の関連にひとつの光を当てたいと思うのである。このように述べるとすぐに問題としなければならないのが、「啓蒙思想」という概念であろう。これについて触れた研究書はそれこそ無数と言ってよいだろうが、一般に啓蒙思想をひとつのまとった思想運動とみなしていると思われる。参考までに最近邦訳が出版されたロイ・ポーターによる概説書<sup>9)</sup>を見ても、確かに最近の研究成果を踏まえて微妙なニュアンスの書き方になってはいるものの、啓蒙思想は理性・合理主義・進歩をめざし、社会と宗教を批判した、比較的に統一された（そして当事者も自分たちが一種の共同体を形成していることを自覚していた）思想運動であることが前提となっているようである。我々の問題意識はすでに別の論考でも明らかにしたので<sup>10)</sup>詳しく述べたような前提こそを、まさに問い合わせ直したいのである。同時代の文化人・読書人は、何か共通の原理・原則にもとづく単一の思想として啓蒙をとらえていたのだろうか。啓蒙思想家と反啓蒙思想家は明瞭に区別されていたのだろうか。彼らは現在の我々と同じように、啓蒙思想家の著作であればその進歩的・合理主義的な面に注目しながら、同時代の著作を読んでいたのだろうか。我々が本稿を通じて多少なりとも解明したいのは、このような疑問なのである。

## 2. 「ルイ一五世頌」

ジャムの政治思想を明らかにするため、1774年の「ルイ一五世頌」<sup>11)</sup>から見ていこう。この頌辞においてルイ一五世が評価されるのは、基本的には「平和を愛した国王」だったという点である。彼が引き継ぐことになったのは「ルイ一四世の統治の長きにわたる騒乱で疲弊した国家」であったが、老王は死の床で幼いルイ一五世を腕に抱き、数々の教訓を与えた上で、「平和を愛せ。国家の利益と国民の福利のためになければ戦争に関わるな」と諭したのだった。そして新王はその教えを忠実に守り、自己の栄光よりも国民の幸福と休息を重視し、30年に及ぶ平穏（calme）をフランスにもたらしたのである<sup>12)</sup>。もちろん、全く戦争をしなかったわけではない。公正さが冒された時には敢然として出兵し、時には

<sup>9)</sup> ロイ・ポーター（見市雅俊訳）『啓蒙思想』岩波書店、2004年

<sup>10)</sup> 拙稿「啓蒙思想とフランス革命(1) 最近の研究史から」『武蔵大学人文学会雑誌』第25巻第4号、平成6年3月

<sup>11)</sup> *Eloge de Louis XV, Roi de France, Protecteur de l'Académie des Jeux floraux; prononcé dans une séance publique, le 21 juin 1774, par M. Jamme, Avocat au Parlement, Maître des Jeux Floraux, & un des Quarante de cette Académie., Toulouse, 1774*

<sup>12)</sup> *Eloge de Louis XV*, p. 6

国王自らが軍の先頭に立った。ポーランド国王スタニスラス・レシチンスキが不当にその地位を追われた時<sup>13)</sup>、コルシカがジェノヴァから独立を試みた時<sup>14)</sup>、オーストリア皇帝の没後、各国が自己の利害と野心から出兵した時<sup>15)</sup>などである。いずれの場合にもルイ一五世は無駄な流血を避け、敵味方の犠牲が最少になるように努力したのだった<sup>16)</sup>。オーストリア継承戦争においても、彼は望めばヨーロッパの征服者になれたであろうが、自らの勝利よりもヨーロッパの和平をもたらす方が、より大きな栄光と考えたのである。軍神 (Dieu des Armée) たるよりも平和の神 (Dieu de la Paix) たらんとしたのであり<sup>17)</sup>、数々の勝利の後で彼は、同盟国のために正義 (justice) を、自國のために休息 (repos) と諸民の幸福 (bonheur des Peuples) を求めたのだった。この頌辞全体において、ルイ一五世を特徴付ける言葉として頻度がとりわけ多いのが人間愛 (humanité, 12回) および慈愛 (名詞の bienfaisance で8回, bienfait で3回、形容詞の bienfaisant で7回) である。そして、国王の人間愛と慈愛に対応するものとして、国民の側の幸福 (bonheur, 8回) と休息 (repos, 2回) が語られる。ルイ一五世は、自らの人間愛と慈愛の心から国民の幸福を最優先させ、輝かしい勝利や征服よりも和平を求め、犠牲を避けようと努力したのであり、こうした姿勢を国民が評価して、ルイが戦陣で病に陥った時には国中が心配して悲しみ、王が回復すれば国中が歓喜した。こうして彼は「最愛王 le bien aimé」という愛称を贈られたのだった<sup>18)</sup>。国民こそが、国王を公正に判定するのである<sup>19)</sup>。

頌辞の第二部は、平時におけるルイ一五世の功績を偲んでいる。彼の本領は平和を愛することにあり、国民の幸福を求める彼の人間愛と慈愛は平時においてこそ十全に發揮されたのだった。第二部の冒頭でジャムは「平時は彼 (=慈愛に満ちた国王) においては休息の時ではない。彼は戦禍を修復し、宗教を保護し、内紛の根を断ち、法を整備し、諸制度を整え、芸術・科学・文芸・商業・農業を奨励せねばならないのである。彼は、戦時に国民を守ったように、平時には国民の幸福を図る。要するに彼は自国民のための王なのである。」<sup>20)</sup>と述べている。これを順番に見ていく。まず「戦禍の修復」であるが、ジャムが指摘するのは軍人の功績に基づく抜擢である。自ら軍を率いて戦場に出ることにより、ルイは軍人の資質が血筋や家柄によらないことを知り、功績に基づいて貴族の位を与える制度を整えるとともに、異教徒や外国出身者であっても功績のあったものは積極的に取り立てたのである。並行して、祖国のために戦死した貴族 (gentilhommes) の子弟を無償で教

<sup>13)</sup> id. pp. 7-9, これは 1733 年—35年のポーランド継承戦争を指す。

<sup>14)</sup> id. pp. 9-10

<sup>15)</sup> id. pp. 11-15, これは 1740 年—48 年のオーストリア継承戦争を指す。

<sup>16)</sup> id. p. 12

<sup>17)</sup> id. p. 18

<sup>18)</sup> id. p. 15

<sup>19)</sup> id. p. 16

<sup>20)</sup> id. p. 28

育するための学校も設立した<sup>21)</sup>。「宗教の保護」としては、教会と既成秩序とを批判する文書の作成・頒布を禁止したこと、王権と教権の紛争を調停したことが挙げられる<sup>22)</sup>。しかし頌辞における宗教問題の扱いは軽く、教会内部の論争に対して「沈黙の法 loi du silence」を科すことにより沈静化をはかったことだけが賞賛されている。このように簡潔にしか宗教問題が論じられていない点にジャムの宗教観が現われているのであろうが、それについては後でまた触れたい。「法の整備」に関してはルイが民法・民事訴訟法の恐るべき多様性に心を痛め、法典に統一性と単純性を導入しようと努めたことが指摘される<sup>23)</sup>。この点は注釈を要するだろう。バーランステンによれば<sup>24)</sup>、トゥルーズは南仏の成文法地域に属し、自らがローマ法の伝統を受け継いでいることに誇りを抱いていて、パリを中心とする北仏の慣習法をベースにして法典の統一を進めようとする王権の動きには敵対的であった。大法官ダゲソーが民法改革を試みた際、トゥルーズ高等法院はこの改革に反対し、ラングドックにおいてはローマ法が維持されねばならないことを要求した。そして法典の統一に協力したトゥルーズの法曹フルゴルは地元では冷遇されたのである。確かにこうした傾向は18世紀半ば以降に少しずつ弱まっており、1770年以降はフランス全体の法体系の統一化を求める動きが出てくる。ジャムと同じくトゥルーズ高等法院弁護士であって、フランス革命で活躍することになるベルトラン・バレール (Bertrand Barère de Vieuzac) やジャン=バチスト・マーユ (Jean-Baptiste Mailhe) は、この新しい流れを代表していた。しかし、こうした傾向はトゥルーズではなくて少数派だったのである。ジャムもまたバレールやマーユと同じ立場であり、ルイ十五世頃のこの箇所において自らが法典統一を支持する少数派の立場に立つことを宣言したのである。

学問・技芸および農商業の育成ないし発展は、ルイ十五世の平和愛好政策の直接の目的・帰結として、頌辞の第一部から重視されている。第二部においても43ページ冒頭から49ページ半ばまで6ページ以上を費やして詳しく論じられている。まず学問・技芸については、地球の大きさを測定するための使節団が派遣されたことを指摘し、百科全書の刊行とフランス全図の作成が、ルイ十五世の治世を不朽のものとする二大モニュメントであるとする。さらに、無料のデッサン学校の開校、建築アカデミーの創設、リュクサンブル宮殿における美術コレクションの公開、パリ大学への資金援助、地方アカデミーを通じた才能の開発と啓蒙の普及 (augmenter la masse des lumières et reculer les bornes des connaissances) が指摘され、トゥルーズにおいても科学アカデミー・美術アカデミー・外科学アカデミーが創設されたことが感謝とともに語られている。また女性も幾何学や物理学の研究にいそしむようになったのも「君主の趣味が国民の趣味を規定したもの」とされる<sup>25)</sup>。商業も国王の「慈愛に満ちた注視 vigilance bienfaisante」を受けていたが、具体的

<sup>21)</sup> id. pp. 29–36

<sup>22)</sup> id. pp. 36–38

<sup>23)</sup> id. pp. 39–41

<sup>24)</sup> Berlanstein, op. cit. pp. 105–107

にはアカデミーによって商業の原理を追求するとともに貿易を目指す若者に必要な外国語を学ばせたこと、陸路や水路を開拓・整備したことが挙げられる。農業についてもアカデミーの創設が真先に指摘され、それとともに免税措置により開墾・干拓を奨励したことが指摘される<sup>25)</sup>。最後にふたたび、ルイ一五世は善良さ (*bonté*)、慈愛 (*bienfaisance*)、人間愛 (*humanité*) により「最愛王 *le bien aimé*」という愛称を得たことを指摘して、ジャムは頌辞を閉じている。

崩御したばかりの国王の遺徳を偲ぶのが目的の頌辞であるから、「偉大な国王の下での国民の幸福」がアприオリに自明な前提となっており、君主制の意義やあり方それ自体が議論の対象となっていないのは当然である。それでもなお、ルイ一五世のどのような面をその偉大さとして指摘するかという点に、ジャムの政治思想が現わされてくる。彼が顕彰するのは、自らの威光や栄誉を追求して軍事的勝利や征服を求める国王ではなく、国民の幸福=文化と経済の発展のために貢献する国王である。言い換えれば国民の福利こそが一義的に重要なのであり、国王はそのための手段として役に立つ場合に賞賛されるのであって、国民が国王を判定するのである。これは王権神授説に基づく絶対君主制を実質的に否定するものであろう。国王は国民の判定において、いわば合格点を取らなければならないのである。ルイ一五世が合格して「最愛王」という評価を得られた要因のひとつには文化の振興があげられるのだが、百科全書の刊行がルイ一五世期の学問ないしは文化全般の発展のシンボルとして評価されていることにも、ここでついでに注目しておきたい。と言っても、百科全書を「啓蒙思想」のマニフェストとし、その編者であるディドロを典型的な啓蒙思想家とする現代の評価をそのまま座標軸として、ジャムの思想史的な位置を測定するためではない。むしろ逆に、百科全書がジャムのような高等法院弁護士によって、国王の統治の偉大さを示すモニュメントと位置づけられている（つまり既存の権威に敵対するものとはみなされていない）ことに注意を払っておきたいのである。

国王の評価とは関わらない部分においても、注目すべき論点は見られる。そのひとつが、ジャムの宗教もしくは教会に対する態度である。そもそも頌辞の冒頭からして、文学は市民的 (*citoyennes*) であり、教会の祭司たちは国王の死に際して人間の偉大さがむなしことを説くかもしれないが、文学は在世中の行動をたぐり、王座を飾った徳を描いて後世に伝えるものだと説く段落で始めている<sup>27)</sup>。宗教の彼岸性と文学の此岸性を対比して、此岸=この世の生の方を重視しているのである。確かに著者は、すでに上に見たように、「宗教の保護」を平時におけるルイの業績のひとつとして挙げてはいる。しかしそれは「彼(=国王)の宗教への確かな愛着について顕彰するのは、祭壇の祭司たちに委ねよう」<sup>28)</sup>とした上で、ルイが王権と教権の相互不干渉を重視したことのみの指摘に留まるのである。

<sup>25)</sup> 以上は *Eloge de Louis XV*, pp. 43–47

<sup>26)</sup> id. pp. 47–49

<sup>27)</sup> id. pp. 1–2

<sup>28)</sup> id. p. 36

教会と既成秩序を批判する文書の作成・頒布を禁じたことも述べてはいるが、その後には、この措置は教会のためにルイが本来の穏和で寛大な性格 (son caractère de douceur & de clémence) から抜け出したものだとつけ加えている<sup>29)</sup>。ジャムは国王が「宗教の保護」に乗り出したことを指摘するのだが、実際に論じているのはむしろ、国王が信仰の問題から距離をおいた点なのである。教会内部の論争に関してルイ十五世が「沈黙の法」を課したのをジャムが評価していることはすでに指摘したが、そこにも同様の傾向を見て取ることができる。これはジャンセニズム論争に関連して、1718年、1720年、1732年には高等法院に、1754年に高等法院とパリ大司教の双方に、それぞれ沈黙を命じたことを指している<sup>30)</sup>。とりわけ最後のものは、それまでと較べても騒動が大きく、またジャムにとって同時代の出来事でもあり、ここにおいて真先に念頭に浮かぶものであつただろう。この「沈黙の法」は論争に決着をつけることよりも論争そのものを抑えつけ、教会に対する世俗の権力の優越を示して宗教問題から距離を置くことをめざしたのである。また対立する双方に沈黙が命じられたのであるから、形式的には「喧嘩両成敗」のようだが、「沈黙の法」と同時に、ストライキに訴えて抵抗したためにパリから追放されていた高等法院の復帰が認められたのであって、実質的には高等法院の勝利であった。ジャンセニズム論争をめぐる王権・教会・高等法院の関係は微妙なものがあるが、「沈黙の法」に関する限り、弁護士ジャムは国王を賞賛するのになんの躊躇も必要なかったのである<sup>31)</sup>。結局のところジャムは、「信仰の保護者」たるべき国王ルイ十五世が、積極的に教会を保護したことではなく、教会の抱える宗教問題に正面から関わらなかつたことの方を評価したのだった。さらに、民法の統一に関連して遺言の制限に触れ、モンテスキューを援用しながら、修道院は人材を飲み込む深淵であるに留まらず、財貨の深淵ともなつていて、商業に必要な資産をやせ細らせる元凶になっていたのが、ルイの賢明な政策 (= 遺言による修道院への寄進の制限) により改善されたと述べている。国王の教会への貢献を述べるのは簡潔で冷ややかだったのと対照的に、修道院の弊害と国王による改善は丸々1ページ以上を使って雄弁に語り、「市民諸君、諸君の願いは聞き遂げられた。君主は宗教の権利と国家のそれとの中道を取った。彼は諸君が嘆いていた二重の弊害に対して、国民が賞賛せずにはいられ

<sup>29)</sup> id. p. 38

<sup>30)</sup> この点については Jeffrey W. Merrick, *The Desacralization of the French Monarchy in the Eighteenth Century*, Louisiana State University Press, 1990, chapter 4, とりわけ pp. 87–88, 阪上孝『近代的統治の誕生——人口・世論・家族』, 岩波書店, 1999年, 第3章2, とりわけ 134~138頁, Jean Egret, *Louis XV et l'opposition parlementaire*, Armand Colin (Paris), 1970, chap. II, I, II 参照

<sup>31)</sup> なお、トゥルーズ高等法院は1750年代にパリ高等法院と王権の対立が先鋭化した時にはパリ高等法院を支持したが、カトリックの正統派により近く、この問題に関しては王権に比較的忠実であった。cf. Henri Ramet, *Histoire de Toulouse*, Toulouse 1994, t. 2, pp. 566–567, Antoine Degert, *Le jansenisme au parlement de Toulouse*, dans le *Bulletin de littérature ecclésiastique*, 1924, pp. 260–284 et pp. 338–352

ない賢明で愛国的な規制により、もっとも効果的な対策を講じたのである。」と締めくくっている<sup>32)</sup>。ジャム自身がいかなる信仰を持っていたのか（あるいは持っていないかったのか）は、これだけではわからない。しかし、彼が宗教全般に関して比較的に冷淡であり、また魂の救いといった宗教的価値ではなく社会・経済という現世的な視点から教会・修道院の功罪を判定しようとしていたことは確かである。王権とともに教会もまた、非神聖化・世俗化されていたのである。

もう一点指摘できるのが、ジャムのイギリス嫌いである。それほど沢山出てくるわけでもないし、体系的な叙述があるわけでもない。だが、「海洋はスペインとイギリスの艦隊のもとで呻吟していた」<sup>33)</sup>からこそ、本来は平和を愛するルイ十五世もしばしば戦わざるを得なかつたし、その結果としてオーストリア継承戦争までにフランスは幾多の勝利を収めたのだが、「イギリスがまたもや我々の勝利に苛立った」<sup>34)</sup>ためにその後の七年戦争を余儀なくされた。その際「イギリスがもたらす損害の苦痛に心を痛めたあるフランス人」が「フランスに侮辱を加えるあの傲慢な艦隊」を焼き払う兵器を考案した<sup>35)</sup>。しかしルイ十五世は、その発明者には褒賞を与えたものの、船舶を乗員もろとも焼き払うのは残酷であり、犠牲が多すぎるとして採用はしなかった。故に著者は「フランスの光栄と成功に対してもあまりにも苛立ちすぎる、うねぼれたライヴァル」<sup>36)</sup>に向かって、ルイ十五世に感謝し、その遺徳をともに偲ぶよう呼びかけるのである。たったこれだけの叙述から「思想」や「イデオロギー」を抽出することは不可能であろう。単に、著者のイギリスに対する思いが言葉の端々にわずかながら漏れ出したというに過ぎないのであり、これ以上掘り下げるることは不可能である。ただし、このようなイギリス嫌いの感情の表出は、トゥルーズ高等法院の弁護士ないしはジュ・フロローの会員において、ジャムだけに限られたものではない。すでに名前を出したベルトラン・バレールもジャン=バチスト・マーユも、それぞれの作品において類似の感情を表現している<sup>37)</sup>。ただしバレールがイギリス嫌いを明確に表明するのはフランス革命直前の1788年になってから、すなわち英仏通商条約が発効した結果フランスの産業が壊滅的な打撃を受けてからであり、マーユの場合はアメリカ独立戦争にフランスが参戦してイギリスと戦っている状況が背景にある。1774年という時点ですでにイギリスに対する嫌悪感を表明している点が、ジャムにおいて特徴的と言えるのである。

---

<sup>32)</sup> *Eloge de Louis XV*, pp. 42–43

<sup>33)</sup> id. p. 10

<sup>34)</sup> id. p. 24

<sup>35)</sup> id. p. 26

<sup>36)</sup> id. p. 27

<sup>37)</sup> バレールに関しては、拙稿「B. バレールの『モンテスキュー頌』(承前)」『武藏大学人文学会雑誌』第34巻第5号、昭和62年1月参照。マーユに関しては、1784年の懸賞論文「北アメリカで最近起こった革命の偉大さと重要性」(*Recueil de l'Académie*, 1784, pp. 9–36) を参照。

### 3. 大バイイ裁判所に抗して

1788年5月3日、名士会による「貴族の革命」の流れの中で、パリ高等法院は「王国基本法の宣言」を発表した。財務総監のブリエンヌはこの宣言を反逆ととらえ、主導者2名の逮捕を命じたが、パリ高等法院は逮捕に激しく抵抗した。こうした事態を前にして、国璽尚書のラモワニヨンは高等法院の権限削減を考え、同月8日に大諸侯会議と全国に45ヶ所の大バイイ裁判所の設立を命じた<sup>38)</sup>。これにより訴訟の多くは大バイイ裁判所の管轄となって、高等法院は単に2万リーヴル以上の金額を争う民事裁判のみを担当することとなり、また法令の登録は大諸侯会議になされることになる。抵抗する高等法院は休廷や追放に追い込まれた。トゥルーズでは<sup>39)</sup>、ラングドック司令官（Commandant du Languedoc）であるペリゴール伯爵（comte de Périgord）が5月8日に到着し、武力を背景にして、新裁判所設置の法令を高等法院に登録させた。しかし筆頭審議官（Premier président）であるカンボン（Cambon）は13日に秘密の会合を開催し、武力で強制された登録は無効であるとの宣言を発した。弁護士も司法改革には重大な関心を払っており、同月17日、弁護士会長であるジャムは同僚4人とともにカンボン宅を訪問し、連帯を表明した。弁護士会はジャムに国璽尚書宛ての抗議文を執筆することを依頼し、ジャムもこれを引き受けた。こうした経緯で執筆された『国璽尚書殿宛てのトゥルーズ弁護士の書簡』<sup>40)</sup>を分析するのが本節の課題であるが、先にまず出来事のてんまつを明らかにしておこう。高等法院とライヴァル関係にある市当局はラモワニヨン改革に好意的であったが、トゥルーズの貴族と民衆は高等法院を支持し、司法改革には反対であった。大バイイ裁判所は必要な人数の法官をそろえることができず、また民衆が押しかけたため開廷することも出来なかつた。ジャムは、王権への反逆の容疑で、他の2名の弁護士とともに封印状によりパリに召喚された。司法改革への抵抗は全国的に強かったので、王権の側は譲歩せざるを得ず、8月8日に大諸侯会議の創設は撤回され、同月24日にはブリエンヌが罷免された。ジャムなどが拘置されるべき理由は消滅し、10月3日には3人の帰還とトゥルーズ高等法院の再開を知らせる手紙がトゥルーズにもたらされ、翌4日にはジャムなど3名がトゥルーズに到着、町はお祭り騒ぎとなった。同月16日には、大バイイ裁判所の判事をあらわす19人の人形が焼かれるという事件が起きた。ともあれ、この司法改革の失敗を最後に王権の「貴族の革命」への抵抗は消滅し、時代は三部会開催へと動いていくのである。

それで、ジャムが執筆し123名の弁護士が署名している『国璽尚書殿宛てのトゥルーズ弁護士の書簡』（以下、『書簡』）であるが、これを分析したルネ・ミオーはジャムが社会

<sup>38)</sup> 以上は、J. ゴデショ『フランス革命年代記』瓜生洋一他訳、日本評論社、1989年、33頁

<sup>39)</sup> *Discours prononcé le 23 novembre 1919 par Me. René MILHAUD, (Imprimerie spéciale de la Gazette des Tribunaux du Midi), Toulouse, 1919*, 以下の記述もこの Discours による。

<sup>40)</sup> *Lettre des avocats de Toulouse à Monseigneur le Garde des Sceaux, Toulouse, le 7 juillet 1788*

契約論に拠って絶対王政論を批判しているとする<sup>41)</sup>。またレナード・バーランステンは、アンシアン＝レジーム末期になるとトゥルーズの弁護士たちがモンテスキューやヴォルテールを引用することをためらわなくなると指摘してから「実際、アンシアン＝レジームの最後には、弁護士たちはもっとも真摯で緊急な公的声明においてさえ、『百科全書』を引用したのである。ジャムは1788年5月8日の勅令に抗議するための国璽尚書宛ての書簡において（中略）『百科全書』を2回、マブリを1回引用している」<sup>42)</sup>と述べている。とともに、ジャムがいわゆる「啓蒙思想」に賛同していた、もしくは「啓蒙思想」の影響下にあったと主張しているのである。しかし『書簡』に目を通してみると、こうした見解には疑問を抱かざるを得ない。ジャムが強調するのは、フランスの国制の伝統であって社会契約ではない。また確かに『百科全書』やマブリを引用してはいるが、同時にボシュエの『聖書政治学』や、絶対王政を支持したモローの『フランス史』にも依拠しているのである。前節でも触れたが、『百科全書』を引用しているという事実それ自体は意味を成さない。どの項目のどのような部分を、どういうコンテキストにおいて引用しているかが重要なのである。

『書簡』冒頭の3ページでジャムは、我々の企図は国王の栄光に対する熱意、祖国と国民の大義に基づくのであり、国王もまた我々の愛と忠誠、眞の利害と君主の栄光に対する奉仕を要求する権利を持っていると述べる。そして、危機・騒乱・過誤の際に真実を伝えるのは義務であるとともに、国王の意に適うことでもあるとして、自らの書簡執筆を正当化している<sup>43)</sup>。それに続けて、新たに設置される大諸侯会議は従属をもたらすもので、王と国民の間に隔壁を作るものであり、フランスの歴史と伝統に反すると述べる。この新しい法廷は高等法院の伝統的権能を奪うものであるとして、『百科全書』の「高等法院 Parliament」の項目を援用している。この項目自体がフォリオ版の『百科全書』で68ページ、新書版サイズに直すならば優に1冊分はある長大なものであり、そのほぼ全体が「フランス高等法院史」というべきものである。ジャムはその記事に依拠しながら高等法院の歴史を丹念にたどり、法の登録が高等法院の伝統的権能であったことを証明するのである。ついで、同じ『百科全書』の「登録 enregistrement」の項目に依拠して、法の登録は単なる手続きではなく、法を法たらしめる重要な行為であるとする。各高等法院がそれぞれに登録権を保持していることが重要なのであって、单一の大諸侯会議に登録権を委ね、王国全体を单一の法で支配しようとするのは、地方の特権、習俗、状況と相容れないものである。ここは『法の精神』に依拠している。さらに認めがたいのは、この大諸侯会議が高等法院の建白書を拒むことによってその声を封じ、それによって国王と国民の間に隔壁を作る権限を与えられていることである。高等法院の登録権はそれ自体が神聖な権利=法なのであり、国王は国家の法に従って統治せねばならないのである。ここでは、ラモワニョン・ド・

<sup>41)</sup> René Milhaud, op. cit., p. 17

<sup>42)</sup> Lenard R. Berlanstein, op. cit., p. 100

<sup>43)</sup> *Lettre*, pp. 3-5

マルゼルブの建白書、ボシュエの『聖書政治学』、『百科全書』の「王 roi」の項目、フェヌロンの『テレマックの冒險』、マシヨンの御前説教が、すべて同じ内容を述べたものとして、並べて引用されているのである<sup>44)</sup>。

ついで、トゥルーズの高等法院について論じる。ここでジャムが依拠するのは、主としてモローの『フランス史』<sup>45)</sup>およびド・ヴィクとヴェセットの『ラングドック通史』<sup>46)</sup>であり、これまでと同様に歴史的経緯に照らしてトゥルーズに高等法院が置かれていることの正当性を訴えている。ラングドック高等法院の所在地としてトゥルーズがもっともふさわしいことは、過去6世紀の歴史が示しており、従ってこれをモンペリエやニーム、カルカソンヌなどに移すのは誤りである。正当性の根拠となるのはやはり伝統なのである。ただし、それに加えてジャムは経済的理由も述べている。商業・貿易においてはトゥルーズは大西洋側のボルドー、地中海岸のマルセイユに圧倒されているのであり、仮に運河があるにしてもトゥルーズは商業には適していない。この町は大学と高等法院によってその優位を保ってきたのであり、今その高等法院を取り上げてトゥルーズを貧困・苦悩・絶望に陥れるのは誤りだとするのである<sup>47)</sup>。

最後にジャムは大バイイ裁判所の欠陥をいくつか指摘して高等法院の優位を主張するが、制度の細部にわたる話なのでここでは省略する。最初に紹介した「ルイ一五世頌」と比較すると、細かい点でニュアンスに差があることに気づくであろう。「ルイ一五世頌」においては、トゥルーズの法曹の多くとは反対に、ジャムは王権による民法典の統一を肯定的に評価していた。しかし『書簡』においては、前半の高等法院全般について論じる際には、『法の精神』を引用しながら、「王国全体を单一の法で支配しようとするのは、地方の特権、習俗、状況と両立しない」と述べ<sup>48)</sup>、後半のトゥルーズについて論じる箇所では、中世におけるフランス国王とトゥルーズ伯との取り決めを丹念にたどった後、「取り決めへの信頼の上にこそ、社会のすべての調和は成り立つ。人々の間のこの共通の絆を断ち切るなら、もっとも秩序ある国家でさえ野蛮状態に陥り、最強者の法（=弱肉強食）に道を譲ることになるだろう」と述べている<sup>49)</sup>。こちらでは地方ごとに異なる伝統の尊重と維持を訴えているのである。「ルイ一五世頌」はジャム個人の作品であったのに対して、『書簡』はトゥ

<sup>44)</sup> id. pp. 6-14

<sup>45)</sup> Discours de M. Moreau sur l'Histoire de France (Jacob-Nicolas Moreau, *Principes de morale, de politique et de droit public puisés dans l'histoire de notre monarchie, ou Discours sur l'histoire de France...* Paris, 1777-1789)

<sup>46)</sup> Histoire générale du Languedoc, par les Benedictins (Claude de Vic, Joseph Vaissette, *Histoire générale de Languedoc, avec des notes et les pièces justificatives... par deux religieux Bénédictins de la congrégation de S.-Maur*, Paris, 1730-1745)

<sup>47)</sup> Lettre, pp. 15-22

<sup>48)</sup> id. p. 12

<sup>49)</sup> id. p. 20

ルーズの弁護士 123 名の連名によるものであるから、純粋にジャム 1 人の思想信条を反映していないということは考えられるであろう。しかし、必ずしも一方がジャムの本来の立場で他方は他者への妥協であると区別しなければならないものでもない。少なくとも、妥協を拒否せず受け入れたのは、本人の意思によるのである。状況に応じて異なる態度の基盤にジャムなりの一貫した思想があったにせよ、政治的タクティックによる妥協にせよ、「ルイ一五世頌」も『書簡』もジャムは執筆・公刊を厭わなかったのであり、双方ともに自己の意見の表明であることを認めていたのである。言い換えれば、ジャムの思想信条とは一見すると相矛盾するように思われる二つの立場をともに含みうるものだったと考えねばならない。恐らく、法曹としてのジャムは比較的に開明的であり、統一的な法体系の整備に関心を抱いていたが、自らがまさにそのように法曹として活躍することを可能にしたトゥルーズ高等法院の現状が変更されてしまうことには我慢できなかったのであり、それを防ぐためであるなら、方便として、「伝統の尊重」を持ち出すことも辞さなかったのである。なお、すでに引用したルネ・ミオーは、フランス国王とトゥルーズ伯との取り決めが重視されている点を捉えて、ジャムが社会契約論的な考え方を抱いていたとするが<sup>50)</sup>、これはあたらないであろう。ホップズ、ジョン・ロック、ルソーなどの社会契約論は、社会もしくは国家の形成に関する被統治者相互の合意=契約が本質となっている。國家が権力をを持つことが正当であり、国民が国家に服従する義務を負うのは、国民自身がそれに合意したからなのである。フランス国王とトゥルーズ伯という封建的支配者間の取り決めは、形式的には契約であっても、被支配者の合意という本質的要因が完全に欠落しているのであるから、社会契約とは無縁であろう。ジャムは、まさに社会契約論が排除しようとした過去の慣習や伝統、既成事実に依拠して、高等法院の維持を訴えているのである。

#### 4. トゥルーズ市第三身分の三部会陳情書

年が明けて 1789 年になると三部会議員の選挙が動き出した<sup>51)</sup>。前年の高等法院改革の動きに抵抗し、首都に召還されながら勝利のうちに帰還して「祖国の雄弁家」の称号を得ていたジャムは、ともに召還された他の二人の弁護士デュルー (Duroux), ラファージュ (Lafage) とともに、トゥルーズの第三身分のリーダーであり、三部会の議員に選出されることが予想・期待されていた。3 月 17 日の選挙集会で作成されたトゥルーズ市第三身分の陳情書<sup>52)</sup>は、実質的にはジャムが執筆したものである。しかし同月 19 日に開催されたセネシャル裁判管区での選挙集会では、彼ら 3 人のいずれも議員には選ばれなかった。セネシャル裁判所の弁護士は高等法院の弁護士に対してある種の反発を抱いており、また

<sup>50)</sup> René Milhaud, op. cit

<sup>51)</sup> 以下、この段落の記述は Berlanstein, op. cit., pp. 151–154, Henri Ramet, *Histoire de Toulouse*, édition présentée et annotée par Christian Cau, t. 2, Toulouse, 1994, pp. 636–640 に依拠する。

<sup>52)</sup> Archives municipales de Toulouse, AA95, Cahier des plaintes et doléances de la ville et banlieu de Toulouse, délibérées à l'Hôtel de Ville le 17 mars 1789

第三身分の選挙人一部は、高等法院の弁護士が貴族である法官と親しいことに警戒感を抱いていたのである。トゥルーズ市内とセネシャル裁判管区全体では、高等法院弁護士に向けるまなざしが微妙に異なっていたのだった。確かに第三身分代表議員 8 名の中にはモシナ (Mossinat) およびヴィギエ (Viguier) という 2 人の高等法院弁護士が含まれていたのであり、全員が反発を受けたとは言えないかもしれない。しかしモシナは弁護士としての活動は知られておらず、選挙集会にもノエ (Noé) というトゥルーズとは別の町から選挙人に選ばれており、ヴィギエは弁護士であるとともに、高等法院とはライヴァル関係にある市当局のメンバーでもあった<sup>53)</sup>。弁護士としての活躍で知られ、指導的な影響力を持つジャムなどはやはり反発を買ひ、忌避されたのだと断定して構わないであろう。

この節では、ジャムが実質的な執筆者であるトゥルーズ市第三身分の陳情書を検討する。前節で取り上げた『書簡』同様、形式的にはジャムが著者とはなっていないし、百パーセント完全にジャムの意見のみを記しているとは断定できないであろうが、全体としてジャムの主導下に作成されているのであり、仮にジャムの草稿に修正が加えられていたとしてもジャムがそれに承諾を与えたはずなのであるから、彼の思想ないし政治的関心を知る資料とすることに問題はないはずである。陳情は全部で 37 条からなり、その後にさらに 4 条が追加条項として記載されている。第 1 条では国王の国民 (Nation) に対する慈愛を感謝するとともに、国王の人格 (personne) と栄光に対する第三身分の敬愛の念を表明する。第 2 条からが実質的な要求事項であるが、まず三部会に関しては、第三身分の議員数を他の 2 身分の合計と同等にすること、および身分ごとではなく議員ごとに議決すべきこと (第 2 条)、法律および財政に関わる勅令は三部会の同意を得た後に高等法院に送付され、変更せずに登録されること (第 14 条)、少なくとも 5 年に 1 回は三部会を開催すべきこと (第 34 条) が要求される。また付隨してラングドック州三部会をドーフィネ州におけると同様に正規の構成規則 (constitution) を持つことを認めるよう国王に働きかけることが三部会に要求されている (第 36 条)。

三部会開催のきっかけとなったのは国家財政の問題であるから、それに関してはかなりの条項が当てられている。まず課税の原則面に関しては、国民のみが課税を決定する権利を持つこと (第 6 条)、課税は比例的に平等であるべきこと (第 7 条)、税は現物地租 (Impôt territorial en nature) と人頭税 (Imposition personnelle) のみとし、いかなる免税特權も認められず、各州が徴税を担当して国庫に無償で納入すること (第 35 条)、1722 年に規定された騰記税は廃止し、より小額で平等な税で置き換えるべきこと (第 24 条)、財務大臣は税収を始めとするすべての歳入を三部会 (閉会中はしかるべき裁判所) に報告すべきこと (第 12 条) が要求され、歳出に関しては国王が王位の維持に必要な経費を算定すべきこと (第 10 条)、三部会が各部局ごとの支出を算定すべきこと (第 11 条)、国庫の傷口を調査し、公金支出に不正がなかったかを調べ、欠陥を修復すべきこと (第 8 条)、

---

<sup>53)</sup> cf. Ramel, op. cit., pp. 639–640

国庫の不正に関しては大臣が国民に対して責任を負うものとし、しかるべき裁判所で裁かれるべきこと（第 13 条）、債務返済により抵当に入っている王領地を受け戻すとともに、王領地の処分を検討すること（第 9 条）が要求される。

その他の問題に関しては、封印状を廃止すること（第 3 条）、囚人の数と勾留の理由を調査する委員会を設置すること（第 4 条）、検閲を廃止し、出版の全面的な自由を確立すること（第 5 条）、公職をすべての市民に開放するとともに、聖職禄を第三身分出身の聖職者にも開放すること（第 15 条）、公教育を整備すること（第 16 条）、兵役（Milice）は農業・産業に有害であるから廃止すること（第 17 条）、通行税を廃止し、通行の自由を確保すること（第 18 条）、商工業の自由のため、排他特権を廃止すること（第 19 条）、英仏通商条約を再検討すること（第 20 条）、国内関税を廃止し、煙草の栽培と塩の取引を自由にすること（第 21 条）、兵士の宿泊は政府の負担とすること（第 22 条）、利子を公認すること（第 23 条）、遺言の権利を確定すること（第 25 条）、割引金庫や公営質屋を作る権利を都市に認めること（第 26 条）、軍における体罰を制限すること（第 27 条）、聖職禄を本来の目的に使用するように命じるとともに、下級聖職者の待遇を検討すること（第 28 条）、空位聖職禄の収入は国庫のものとすること（第 29 条）、修道士も有益な労働につくよう、修道会を規制すること（第 30 条）、民法・刑法を整備すること（第 31 条）、高等法院を国制に位置づけること（第 32 条）、移管・委託は原則として禁止すること（第 33 条）、議員は課税に関するもの以外の条項が決議され、王の裁可を得るまでは課税について審議してはならず、課税の平等が認められなければ陳情書に規定されていない事項について審議してはならないこと、また委任に反してはならないこと（第 37 条）が要求されている。また追加条項では、トゥルーズ市はセネシャル裁判管区とは別に議員を選出すること（第 1 条）、トゥルーズ市の特権を維持すること（第 2 条）、トゥルーズ市に高等法院を維持すること（第 3 条）、都市内の夜警（Guet）を廃止すること（第 4 条）が要求されている。

このようなジャムの陳情書はどこにその特色があるのか、最終的に三部会に提出されたトゥルーズ・セネシャル裁判管区の第三身分の陳情書<sup>54)</sup>と対照しながら検討したい。便宜上、以下では前者を「ジャム版」、後者を「最終版」と呼ぶことにする。両者は第 1 条から第 31 条までは、時として字句や文の修正もしくは削除・追加があるものの、ほぼ同じ内容を取り上げている。「ジャム版」の第 32 条、高等法院に関する要求は「最終版」では第 32 条と第 33 条の二つに分けられた上、全面的に書き改められている。その結果「ジャム版」の第 33 条～第 35 条は「最終版」では第 34 条～第 36 条となる。「ジャム版」の第 36 条は「最終版」では第 46 条となり、「ジャム版」の追加第 3 条は「最終版」では第 45 条となっている。「ジャム版」の第 37 条および追加第 1 条、第 2 条、第 4 条は完全に削除され、「最終版」の第 37 条～第 44 条は「ジャム版」には存在しないものである。以上を表にまとめれば次のようになる。

<sup>54)</sup> cf. Archives Parlementaires, t. 6, pp. 35-38

「ジャム版」	「最終版」
第1条～第31条	→ 第1条～第31条（部分的修正を含む）
第32条	→ 第32条・第33条（全面的に修正）
第33条	→ 第34条
第34条	→ 第35条
第35条	→ 第36条 第37条～第44条を追加
第36条	→ 第46条
第37条 追加第1条・第2条	→ 削除
追加第3条	→ 第45条
追加第4条	→ 削除

さて、肝心なのはこうした形式的な異同よりも、内容もしくは実質的な相違であろう。第1条は、「ジャム版」では「陛下の国民（Nation）に対する慈愛（bienfaisance）に対して謝意を表す」となっているところが、「最終版」では「陛下が諸民（peuples）に対し、すべての権利の行使を認めたことに謝意を表す」と改められている。「慈愛」は「ルイ一五世頌」でも重視されていたジャムのいわばキーワードであるが、それは政治を国王の上からの恩恵とみなす概念である。その点を「最終版」は下からの民衆の権利と捉えなおしたわけである。この点だけを見るとジャムの態度は微温的・妥協的であるかのような印象を受けるが、続く第2条ではジャムは第三身分議員の人数の倍増とともに議員ごとの投票を要求している。「最終版」では議員数の倍増を今後の常例とすべきことを主張するに留まって、議決様式には言及していないのであって、ここではジャムの方が急進的といえるのである。この点は、「最終版」が第1条で地域・地方ごとの相違を前提にした「諸民」という複数形の語を用いるのに対して、ジャムが単一で統一的な单数の「国民」を用いることとも通底するものがあるだろう。ちなみに他の諸条においても「最終版」では nation と peuples の両方がともに同じ意味で用いられているが、「ジャム版」は nation で統一されている。すなわち身分などの社団的枠組みから独立した個人の尊重である。そしてこの個人主義は第15条においてはメリトクラシーとして現われる。ジャムは公職の市民への開放は「個人の功績（le mérite personnel）」に応じてなされるべきだとし、その功績を「習俗、開明さ、徳（leurs moeurs, leurs lumières, leurs vertus）」と言い換えてもらっている。この部分は「最終版」では削除されているのである。

すでに見たように、ジャムは「ルイ一五世頌」においては王権による法典の整備・統一を評価しながら、『書簡』においては地方ごとの伝統を論拠として高等法院を擁護していた。「ジャム版」においては再び社団から自立した個人とその集合である統一的国民に言及するのであるが、高等法院をさりげなく擁護する点では『書簡』と共通する態度を示している。既述の通りトゥルーズ市は高等法院に好意的であり、ジャムのような主導的な高

等法院弁護士を第三身分の代表とみなしていたが、セネシャル裁判管区集会は高等法院に批判的な勢力が一定の影響力を行使し、ジャムの議員選出を阻んでいた。こうした事情を反映して、高等法院に関する条項は「ジャム版」と「最終版」ではいくつもの相違が見られる。「ジャム版」は第 12 条では、三部会の閉会中は財務報告は「しかるべき裁判所」になされるべきだとし、第 13 条でも国庫の不正に責任を負う大臣は「しかるべき裁判所」で裁かれるべきだと規定していたが、「最終版」では裁判所への言及は削除されている。逆に第 15 条では開放されるべき公職として「最終版」は「とりわけ法官職は、(開放に)反対する王令があるとしても(開放されるべき)」という、「ジャム版」にはない文言を追加して、閉鎖的な法服貴族の官職独占に風穴を開けようとしており、第 24 条では登記税の改革に関連して「今後、この件に関する異議申し立ては通常の裁判所に送付される」という、これも「ジャム版」にはない文言を追加して高等法院を牽制しているのである。また第 31 条は「ジャム版」では単に民法・刑法の整備を求めていたが、「最終版」はそれに加えて裁判の審級を規定し、都市役人の裁判権にも配慮するよう求めている。最後に第 32 条は「ジャム版」では「高等法院は王国の法に適合したものとして国制に位置づけられ、その官職は、あらかじめ権能をもって裁かれた違反の場合を除き、罷免し得ない」というかなり漠然とした規定であるが、「最終版」では高等法院に関する規定が第 32 条、法官の不可罷免性が第 33 条とふたつに分けられ、第 32 条では「高等法院は国民からその権限を委託される」として法の登録などの権限が具体的に列挙=限定され、さらに「その存在は国民の同意によらなければ脅かされない」、言い換えれば国民が望めば高等法院を廃止し得るという規定に置き換えられているのである。もっともセネシャル裁判管区集会としてもトゥルーズ高等法院の廃止を望んだわけではなく、その維持を要求した「ジャム版」追加第 3 条は「最終版」では第 45 条として、ジャムの文言を何の修正も加えずに(ただし同条に第 2 項としてアルビに上座裁判所 (*sénéchaussée présidiale*) を設置することを求める要求を追加して)採録している。

財政ないし経済問題に関しては、全般に「ジャム版」よりも「最終版」の方が規定が細かく、関心も多岐にわたっている。セネシャル裁判管区集会ではピエール・ルシュー (Pierre Roussillou) というトゥルーズの交易商人 (*négociant*) が第三身分代表議員に選出されているが<sup>55)</sup>、「最終版」の記述は彼に代表されるような経済の実務に通じた人間が影響力を持っていたことを窺わせるのである。王領地の処分に関する第 9 条、税制に関する第 35 条(「最終版」では第 36 条)のいずれも「最終版」の方が規定が具体的で詳しくなっており、第 18 条では「ジャム版」が求める通行税の他に、領主独占権 (*banalité*)、賦役 (*corvée*)、人身的隸属 (*servitude personnelle*) も廃止の対象としている。さらに「ジャ

<sup>55)</sup> Ramet, op. cit., p. 640, なお Roussillou に関しては Léon Dutil, Un homme de 89, Pierre Roussillou, député de Toulouse à la Constituante, dans *Mémoires d'Académie des Sciences, Inscriptions et Belles-Lettres*, t. 1, 1939, pp. 151-198, t. 2, 1940, pp. 219-294 参照

ム版」には見られない条項として、自由封税 (franc-fief) と教会臨時税 (casuel ecclésiastique) の廃止 (第37条), 領主地代の廃止 (第38条), ラングドックのワインをボルドーに搬送する権利 (第39条), 不動産取引の規制 (第40条), 債権者の追及を妨害する通行証の廃止 (第41条), 紙幣導入への反対 (第43条) などが要求されている。

しかし逆に「ジャム版」の方が「最終版」よりも詳しい規定もあって、第30条の修道院の規制がそれに当たる。ジャムは、修道士も労働に従事し国家に有益な存在になるべきであるという趣旨を明文化し、そのために条文全体がかなり長くなっているが、「最終版」ではこうした改革の精神・目的は削除され、具体的な規制案のみが記されることになった。教会ないし修道院に対するジャムの批判的態度は『ルイ一五世頌』以来一貫していたことを窺わせる。

バーランステンは「ジャム版」が温和で妥協的であり、むしろ貴族の陳情書との類似点が多いとしている<sup>56)</sup>。確かにジャムは第3条で封印状の廃止は要求するものの、家族会議からの要請による場合と犯罪容疑者に対しては例外としており、このまま採択されれば封印状は事実上存続することになる（この例外規定も含めて「ジャム版」はそのまま「最終版」に再録される）。また第19条でも、排他特権の廃止を求めながら、同業組合と印刷物は例外としている（「最終版」ではこの例外は削除される）。また貴族の陳情書<sup>57)</sup>でも出版の自由、課税の平等、通行の自由、聖職禄の規制などは要求しているのである。その限りにおいては、ジャムは妥協的であり、また貴族の陳情書との共通点があると言えるだろう。しかし、妥協的とはいえたが、ジャムが要求していた封印状の廃止は貴族の要求ではなく、財政・経済に関する要求でもジャムと貴族の間にはかなりの隔たりがある。もっとも、眞の問題はそうした個々の条文の比較検討とは別のところにあるように思われる。トゥルーズ・セネシャル裁判管区の貴族の陳情書はその冒頭でかなりのスペースを用いて、三部会は従来の方式、すなわち身分ごとの審議と採決によるべきことを主張し、身分の相違を無視した議員ごとの投票を国制に反するものとして激しく批判している。すでに述べたように、ジャムは身分の枠組みを越えた個人とその集合体である国民を構想し、その視点から議員ごとの投票を要求していたのであって、よって立つ立場が根本的に異なるのである。貴族の陳情書においては、課税についての決定は三部会で行なうとし、それに関連して三部会の様式・決定までの手続きを詳しく述べている。しかし、これはあくまで手続きについての規定に過ぎない。ジャムはこうした手続きはほとんど論じない代わりに、第6条において「国民のみが自らに課税する権利を持つ」という原則を簡潔に記している。单一の国民を構想し得たからこそ、課税の「原則」を示し得たのであり、逆に伝統的枠組みに縛られている貴族は「いかに課税するか」は論じられても「なぜ課税するのか」は問題として論じ得なかつたのである。この点で、ジャムと貴族は決定的に異なっていたと考えるべきであ

<sup>56)</sup> Berlanstein, op. cit., p. 154

<sup>57)</sup> Archives parlementaires, t. 6, pp. 31-35

ろう。

## 5. 革命へ

ここまで記述をまとめてみよう。『ルイ一五世頌』においてジャムは、トゥルーズの高等法院弁護士としては例外的に、王権による法典の整備・統一に好意的であった。そうした「統一」への志向は陳情書の「ジャム版」においては国民概念の把握として現われてくる。しかしジャムには同時にもうひとつの志向があった。高等法院の擁護である。あるいは高等法院に具現化されているアンシャン=レジーム末期のエリート・システム——ジャム自身がこのシステムの中で成功し上昇したエリートであった——の擁護とみなすべきかも知れない。ともあれ、高等法院の擁護はジャムにとっては一義的なものだった。そのためには、『書簡』に置けるように、第一の志向を引っ込めて中世以来の地域的伝統を論拠とするのも厭わなかったのである。これら二つの志向が革命前のジャムにおいて相互に矛盾すると意識されることはなかったのだろうか。史料に現われてこない彼の胸中までをここで論じることは出来ないが、書き物で見る限りはジャムがこれら二つの志向の間できびしい二者択一を迫られることはなかったようである。しかし、フランス革命の勃発はこうした曖昧さを許さなかった。国民的統合の名の下に、地方ごとの伝統の墨守に走る高等法院は廃止を迫られたからである。ジャムの中の二つの志向は、これまでのような妥協的な平和共存に安住することは不可能になり、「あれかこれか」の選択を余儀なくされることになった。ここにおいて彼は高等法院の擁護を選択し、反革命に身を投じたのである。すでに第1節で紹介したように、革命期には一時投獄され、釈放されてからも再び追及を受けてトゥルーズから逃亡した。そのため亡命者とみなされて財産は没収され、家族は離散し、息子2人は逮捕されたのである。ジャムの逃亡は1793年春から翌年秋までの約1年半だったが、バーランステンによれば1789年冬にはすでに革命に反対の立場を示しており、翌90年4月には反革命の集会に参加して、そこで作成されたパンフレットに署名していた。さらに同年9月、高等法院の廃止に際しては、2人の法官（モンテギューMontegutとレッセギエResseguier）とともに抗議文を発表したのである<sup>58)</sup>。では、いつ、そしていかなる契機がジャムにとって革命反対への転機になったのだろうか。この点を示唆する書き物をジャム自身が残している。ナポレオン帝政の末期、より正確にはナポレオンがエルバ島に流刑になっている時期に発表した「ルイ一六世頌」<sup>59)</sup>である。頌辞全体の紹介は避けるが、この中でジャムは、1789年6月23日<sup>60)</sup>の全国三部会におけるルイ一六世の演説を歴史に残るものであるとし、正義、慈愛、混乱の改革、私的犠牲を示したものとしている。この演説は人々を納得させ、和解をもたらしたはずなのだが、「外国人の不

<sup>58)</sup> Berlanstein, op. cit., pp. 158, 163–164

<sup>59)</sup> *Eloge de Louis XVI, Roi de France et de Navarre; prononcé le 4 août 1814...*, Toulouse, 1816, Bibliothèque Nationale. L41b-435A

<sup>60)</sup> 原文では28日となっているが、23日の誤記と思われる。

実な大臣」すなわちネッケルは共和制を目指しており、せっかくのルイ一六世の意図を無にしてしまったのだった<sup>61)</sup>。この演説でルイ一六世が語ったのは、一般的利害に関する事項は議員ごとの投票を認めるが、身分制・今後の全国三部会の構成・封建的および領主的所有権・名誉特権に関する事項は従来通り身分ごとの投票に付すこと、三部会が租税と借入金について採決し、予算編成にあたるのを認めること、租税負担の平等・個人の自由・出版の自由・フランス全土での州三部会の創設に同意することであった<sup>62)</sup>。すなわち、自らが立憲君主になること、および若干の自由主義的・個人主義的な政治改革は受け入れるが、アンシアン＝レジームの社会構成には手を触れる意思はないことを、国王は宣言したのである。他方、同年8月4日に行なわれた封建制廃止の宣言については、ジャムはこの頌辞において「地位（rangs）と財産（fortunes）の均等化に対する第一の障壁が覆されたのはこの晩である。10世紀かけて作られたものが、3時間で破壊された。多数派は貴族の剣を打ち碎き、その古来の特権（privileges）を無にした。聖職者は優越権（prérogatives）を奪われた。（中略）放縱が自由の首を搔き切り、法の廃墟の上に無秩序が支配するのしか、私には見えない<sup>63)</sup>。」と記している。6月23日に国王が示した一連の改革案は、ジャム自身が陳情書草案において要求していたものと合致する部分が多く、彼としても十分に首肯しうるものであった。しかし8月4日の晩にアンシアン＝レジームの身分制的社会秩序が覆された時、ジャムはもはや革命の進展について行くことが出来なくなったのである。

もちろん、「ルイ一六世頌」はそれから4半世紀を経て書かれたものである。89年秋以降のフランス革命の進展と終了を見極め、それについて考察する時間を十分に持った上で執筆されている。したがってこの頌辞における記述をそのまま、89年当時のジャムの思想や認識と見てはならないであろう。事態の急速な進展を目の当たりにしている時には、透徹した認識や分析などできない方がむしろ普通であって、ジャムがもうこれ以上は革命の進展についていけないと感じたのは実際には8月4日以前の、たとえばバティーユ襲撃のニュースだったかもしれないし、あるいは逆に8月26日の人権宣言や10月5日・6日の事件だったかもしれない。この意味では、クロノロジカルな問題に関する史料としては、「ルイ一六世頌」の記述は鵜呑みにはできないであろう。しかし重要なのは、時間を経て振り返った時に転機が8月4日だったと認識されたこと、言い換えれば封建制廃止の宣言が転機だったと捉える時に、1814年のジャムは、革命中の自分の思想と行動を首尾一貫したものとして整理できたことなのである<sup>64)</sup>。1789年の時点では、事態のその後の展開も予想できず、現状認識もとるべき態度の決定も混乱していたかも知れないのであって、後年のこの整理は、三部会議員選挙の際には改革に積極的だったジャムがそれから半年ほど後には革命反対に転じる変化の時間的経緯を捉えるには役に立たないかもしれないが、

<sup>61)</sup> ibid. pp. 14-15

<sup>62)</sup> J. ゴデシヨ, 前掲書, p. 42

<sup>63)</sup> *Eloge de Louis XVI*, p. 22

変化の論理・理由を明らかにするものとしては、むしろより核心を突いていると考え得るのである。「ルイ一六世頌」執筆の時点でジャムは、自己弁護のために革命中の態度を意図的に粉飾する必要は全くなかったのであるから、この頌辞での記述は証言としては十分に信用できるであろう。すなわち、繰り返すが、ジャムがめざしていたのはアンシアン＝レジームの社会制度の下での政治や法制度の改革もしくは統一だったのであって、革命の動きが社会制度そのものまでも掘り崩し始めた時に、彼は反革命側にまわったのであった。

話を本稿の対象であるアンシアン＝レジーム期に戻そう。問題は、ジャムが上に記したような行動を革命中に取ることになることを予想させるようなものが、革命前の著述に見られるか否かである。ここで、これまで取り上げなかった彼のアカデミーでの作品、すなわち詩作と「クレマンス・イゾール頌」が問題となる。まずジャムが1770年5月3日の定例公開集会で行なった「クレマンス・イゾール頌」<sup>65)</sup>から見ていく。

まず、そもそもクレマンス・イゾールとはいかなる人物なのか解説が必要であろうが、それにはトゥルーズの文芸アカデミーであるジュ・フロローの歴史をたどらなければならない。一説によれば<sup>66)</sup>、その起源は1323年、7人のトゥルバドゥールが、アルビ十字軍により衰退したオック語文芸を再興するのを目的に、「晴れやかな知 gai savoir」なる名の会を組織したことにさかのぼる。これら7人の詩人は、すべてのオック語詩人に対し、翌春に集まって詩のコンテストを開くことを呼びかけた。その結果、1324年5月3日に最初の詩会が開かれたのである。以後この会合は祝典（授賞式）として毎年5月3日に開かれ、18世紀にもそのまま引き継がれている。1356年には、詩のレトリックに関する規則が会によって作られた。「晴れやかな知」が「花遊び (=Jeux floraux)」という名に変わった背景に介在するのが、14世紀後半もしくは15世紀前半に生存したと考えられているクレマンス・イゾール (Clémence Isaure) という伝説的女性である。この女性は、実在したのか否かも定かではないのだが、18世紀の「クレマンス・イゾール頌」によれば、彼女はトゥルーズの貴族の娘で、詩文を愛好し、詩作を奨励するために優れた詩に花の名を冠した賞を与えた。一時衰えかかった「晴れやかな知」は、彼女のこの努力で再興したのである。この話の真偽は不明であるが、1528年以降は、毎年5月3日の祝典の際に「クレマンス・イゾール頌」が朗読されることになった。毎年異なる会員が担当し、文芸思潮に関する意見を表明している。1770年にはジャムが担当したが、この頌辞で彼が取り上げる論点は4つに絞ることができる。その第1はトゥルーズの文芸史上の位置づけである。実は毎年行なわれる「イゾール頌」には頻繁に繰り返されるパターンがあって、それは

<sup>64)</sup> 資料から読み取れる転機は「6月23日と8月4日の間」であって「8月4日」ではないとみるべきだろうか。しかし「ルイ16世頌」にはこれらふたつの事件の間のできごとへの言及は見られないのあって、それは言い換えれば6月23日以降8月4日までに生じたバスティーユ攻撃などは1814年のジャムにとっては重要だとみなされていなかったことを意味するであろう。

<sup>65)</sup> *Recueil de l'Académie des Jeux floraux*, 1770, pp. 26-38

<sup>66)</sup> Académie des Jeux floraux 発行のパンフレット *Les Jeux Floraux: Notice Historique* による。

「(1) 古代ローマにおいて文芸が栄えた、(2) 北からの蛮族の侵入によってローマ帝国は滅び、文芸も衰えた、(3) わざかに残った文芸およびそれを担う詩人はトゥルーズに逃れ、トゥルバドールの活動を生み出す基盤となった、(4) クレマンス・イゾールが詩作を奨励し、トゥルーズの文化が向上した」というアカデミー史の整理であり、ジャムのものもこのパターンを踏襲している。ジャムはさらに、イタリアのルネサンスで文芸が復興したのを受けてフランソワ一世が首都パリによい趣味を根付かせようと努めたのだが、その時にはすでにトゥルーズは「詩人たちのコロニー」になっており、「首都に詩作の規則を伝える立場にあり、ローマのみをライヴァルとしていた」と述べている<sup>67)</sup>。また別の箇所では聴衆に向かい、「首都の嫉妬や、その高慢な自惚れに気を取られないようにしよう」と呼びかける<sup>68)</sup>。ジャムの首都パリに対する意識は、静かな優越感というよりも、激しい敵対心なのである。

第2の論点は、女性の地位である。クレマンス・イゾールは「祖国に仕える女性市民」であり、「女性が芸術の殿堂に近づくのを妨げていた野蛮な時代の偏見」と戦ったのだった。スウェーデン女王クリスティーナやシャトレ夫人のような才女は、イゾールの努力が正しかったことを示す実例なのである。さらに「男性は常に女性が望むところのものになる」のであるから、女性が教養を高めればそれに合わせて男性もよりすぐれた存在になるのであり、両性の競争によって芸術は完成の域にまで高められるのである。トゥルーズのアカデミーの賞がクレマンス・イゾールという女性の名において授与されるのも、この意味において意義があるのである<sup>69)</sup>。

右の論点の最後から、第3の論点が導き出される。アカデミーは授賞によって文芸の衰退を食い止めなければならないと続けて、文芸衰退の原因という論点に移るのである。ジャムによれば、科学と文芸はたがいに手を携えて発達するべきものであって、文芸の衰退をもたらした原因は科学の進歩ではない。「その眞の原因是、何人かの才氣走った者が——その才氣は見せかけの場合もあれば、本物の場合もあるが——ギリシア・ローマの作家によって自らを養おうとする者を滑稽視したことにある<sup>70)</sup>」。「無知なおどけ者」が「なぜ他人が言ったり考えたりしたことを記憶に貯めこむのだ？」古代の抜け殻など背負い込まなくとも、自分で精神を養い、判断力を身につければよいではないか」と言ったために、新人は無知となり、怠惰な精神が文芸共和国に時代の軽薄さを広め、ふたたび野蛮に逆戻りしてしまったのである<sup>71)</sup>。

最後の論点は、新人に対する詩作の具体的な注意である。「落選に失望してはいけない。入選よりも落選から学ぶことは多い」「新人の失敗はえてして、素材を十分に集めずに書

<sup>67)</sup> *Recueil*, op. cit., p. 26

<sup>68)</sup> id. p. 34

<sup>69)</sup> id. pp. 31-33

<sup>70)</sup> id. p. 34

<sup>71)</sup> id. pp. 34-35

いたり、集めた素材をすべて書こうとしたりすることから生じる」などの実際的な注意が並ぶが、我々の関心からすれば、これらは省略しても構わないであろう。ひとつだけ、「落選に失望するな」という注意に関連して、スバルタのペダレートは三百人会に落選すると、スバルタに自分より優れた者が300人もいたことを喜んだという、ルソーの『エミール』冒頭にあるエピソードが、文章もほぼ同じに繰り返されていることを指摘しておこう。

第2の論点として指摘した女性の地位の問題は、18世紀のフランス史を広く見た場合に、アンシャン・レジーム期のサロンなどでの女性の地位の高さと、革命期（さらには、その後のナポレオン法典）における女性の従属化という対比が指摘できるだけに、またジャム自身の言葉から男尊女卑的な教育を説いた『エミール』がトゥールーズのアカデミーにおいて共有の知識となっていたことが窺われるだけに、興味深いものがある。しかし、ここで重視したいのは、むしろ第3の論点である。ジャムはここで、文芸は古典古代の範例に従うべきであり、自らの理性や判断に従うのは「無知」「野蛮」であると説いている。こうした伝統的規範の重視は、1750年代のアカデミーでは一般的であったが、その後はむしろジャムが「無知」「野蛮」とする見解が次第に力を得てきていた<sup>72)</sup>。1770年のジャムは、文芸思潮に関しては、かなり保守的な立場を示していたのである。ところでジャムは、この第3の論点での論述が『百科全書』に依拠していることを注記しているが<sup>73)</sup>、確かにジャムが述べたのは『百科全書』の項目「文学 litterature」の記述とほぼ等しく、二つ前の段落に引用した部分はすべて、この項目からの引き写しである。文学の衰退を嘆く点で保守的なジャムが『百科全書』を論拠にしていることは、すでに触れたように、『百科全書』の同時代における読まれ方にひとつの光を投げかけるものとして興味深い。

ジャムはこの「クレマンス・イゾール頌」以外には散文の作品は残していない。アカデミーの作品集に掲載されているのは、これ以外はすべて詩である。すなわち1758年の「征服されたミノルカ Minorque conquise」と1759年の「友情 Amitié」<sup>74)</sup>、1760年の「望遠鏡 télescope」<sup>75)</sup>、1761年の「人間の偉大さ La Grandeur de l'Homme」<sup>76)</sup>、「陸軍学校 L'Ecole militaire」<sup>77)</sup>、「種痘 L'Inoculation」<sup>78)</sup>、「アドニスの死に対するヴィーナスの涙 Les larmes de Vénus à la mort d'Adnis」<sup>79)</sup>、「プリズムでまねた虹 L'Arc-en-ciel imité par le prisme」<sup>80)</sup>「聖

<sup>72)</sup> この点に関しては、拙稿「啓蒙思想の地方伝播——十八世紀後半のトゥールーズのアカデミー」、『武藏大学人文学会雑誌』第13巻第2号、1982年、pp. 35-9を参照。

<sup>73)</sup> *Recueil*, op. cit., p. 34

<sup>74)</sup> *Recueil*, 1758-59, pp. 76-81 & pp. 179-185

<sup>75)</sup> *ibid.* 1760, pp. 127-134

<sup>76)</sup> *ibid.* 1761, pp. 15-21

<sup>77)</sup> *id.* pp. 143-149

<sup>78)</sup> *id.* pp. 156-161

<sup>79)</sup> *id.* pp. 169-174

<sup>80)</sup> *id.* pp. 175-178

母に捧げるソネット Sonnet à l'honneur de la Saint Vierge<sup>81)</sup>である。すでに記したように、1760年の「望遠鏡」と翌年の6作品全部がアカデミーに入選したのだった。これら9篇の詩は、その内容から3つに分類することができる。(1) 近代に題材をとるもの(「征服されたミノルカ」「陸軍学校」), (2) キリスト教の主題によるもの(「人間の偉大さ」と「聖母に捧げるソネット」), (3) 古典古代のイメージもしくは神話に託するもの(「友情」「望遠鏡」「種痘」「アドニスの死に対するヴィーナスの涙」「プリズムでまねた虹」)である。

順番に見ていく。①に分類される2篇は、内容からいえばすでに紹介した「ルイ一五世頌」に連なるものであり、イギリスへの反発(「虐殺に執着する不実なイギリス」<sup>82)</sup>)や融和の精神(「戦いの野においてはすさまじく、雷鳴を轟かすに敏速であれ、しかし、赦すにはなおいっそう敏速ならんことを」<sup>83)</sup>)という、「ルイ一五世頌」と同じモチーフが登場している。②に分類される2作品のうちの「人間の偉大さ」において、ジャムは「人のうちには誤りしか認められないのだろうか。神の代表作品でありながら、我々の眼には惨めなかけら、恥辱と犯罪にまみれたものなのかな。」と問いかけ、それを否定して「天にも地にも至るところ、私は人の偉大さを見る」と言う。人は神によって「宇宙の王」たることを命じられているのであり、動物は人に服従する。神の子は自らを犠牲として、人を神の偉大さに連れ戻したのである、「神の喜びは人とともにあること、人自身が神々なのだ」と結論する。たった1篇の詩から宗教思想を論じることはできないかもしれないが、どうやらジャムはジャンセニスト的なペシミズムとは無縁だったようである。

もっとも興味深いのは③に分類されている詩であろう。「望遠鏡」はガリレーの天体観測を扱い、「種痘」は、タイトルの通り、トロンシャンによる種痘の考案を扱う。また「プリズムでまねた虹」はプリズムという光学機器が主題である。いずれも近代の科学を賞賛し、「理性 raison」と「啓蒙 lumières」を説いている。だが問題はその説き方なのである。「望遠鏡」では、詩神の一人で天文学をつかさどる女神ウラニーがガリレーと語り合いながら彼に宇宙の秘密を明かしていく。地軸の傾き、太陽の黒点、金星の満ち欠けなど、ガリレーによる発見が順に取り上げられるが、地軸の傾きを「大地は震えながら日の神に頭をたれる。自らの王を認めたのだ」と述べるように、科学的発見を擬人的に神話的に叙述するのである。「種痘」はヴィーナスの子で愛の神であるキューピッドが、天然痘によるあばたのために男女の愛が妨げられることに怒り、テミールという女性に種痘を施して天然痘から救う。そして、その効果を確認し、さらに多くの人を救うために飛び立つのである。「プリズムでまねた虹」は、虹の女神イリスの驕慢を懲らしめるため、鍛冶の神ヴルカヌスがプリズムを用いて虹を作り、イリスを恥じ入らせるという話である。

<sup>81)</sup> id. pp. 191–192

<sup>82)</sup> ibid. 1758–59, p. 76

<sup>83)</sup> id. 81

すなわち、ジャムは、科学や技術の進歩を積極的に評価し、その意義について人々を教導しようという進歩的な意思を持ちながらも、その手段においては神話的イメージを託した詩文という保守的・伝統的な文学形式に頼ったのであった。

彼がアカデミーの作品集に自らの詩作を載せているのは1758年から61年までの3年間のみであって、この時期はアカデミーの中で「伝統的文学」に対する信頼が揺らぎ始め、新しい哲学的精神を肯定的に評価しようとする動き、そのような哲学に基づいて文学の意義やあり方を問い合わせ直そうとする動きが出現し始めた時であった。この点を詳述すると<sup>84)</sup>、1750年代のジュ・フロローにおいては伝統的文学への信頼が表明されていた。毎年5月3日の授賞式においては、「クレマンス・イゾール頌」とともに、会員が若手に文筆の心得を説く「訓戒 semonce」が行なわれたが、1755年の「訓戒」では「偉大な天才といえども無規範では不安定なのであり、ましてや普通の才能が自分の趣味に頼るのは危険である」として、かつて偉大な天才が作り、アカデミーが保持してきた詩作の規範に従うべきことが説かれる。規範に従うことによってのみ、言語の豊かさが十分に生かされる、とするのである。57年の「訓戒」においても、詩のテーマは新しいものを取り入れてもよいが、作詩の技術は規範に従わねばならないこと、アカデミーの存在意義は授賞によって才能を鼓舞するとともに、守りついで来た規範によって才能を照らしてやる点にあることが述べられている。また文学と哲学・科学の関係はしばしば懸賞論文の課題となっているが、50年代の入選作品には文学の優位を説くものが多い。「冷たい哲学的精神は人間に訴える力に乏しく、情念に訴える文学の前には無力である」「科学は文学に学ぶことによって、思索の正しさや表現力を手に入れる」という主張が繰り返されるのである。すなわち1750年代には、文学の存在意義についてもその伝統的規範についても、十全の信頼が表明されていたのだった。変化の兆しは1760年に現われる。この年、懸賞論文の課題として「なぜ弁論術は、現代国家においては古代国家におけるよりも栄えていないのか」が出題された。入選論文を含め、作品集に掲載された3点の論文はいずれも、弁論術は古代の共和制においては有用だが現代の君主制においては不要だとしている。さらに3点中2点までが、共和制は不安定であって君主制の方が望ましい、すなわち統治の術や法律学の知識の進歩によって國家が安定しているのは喜ばしいことであって、そのためには文学の一分野である弁論術が衰えるのもやむを得ないとしたのである。これが、文学と科学・哲学の優劣に関するささやかな変化の兆しだったとすれば、1767年の「イゾール頌」は「哲学」の勝利宣言である。それは「芸術の支配は終わり、科学の支配の時が来た」と宣言したのである。人は感情に従うのをやめて自然を導き手とするようになったのであり、理性が示すものを哲学が伝えなければならない。文学は真理をこころよいものにするレトリックとしてのみ意味を持つのであって、理性の光や徳の情熱をもたらさない文学や「むなしハーモニー」だけの詩はもはや無意味なのである。こうした見解に対して、伝統的な文

<sup>84)</sup> この点に関する以下の記述については、注72に挙げた拙稿を参照。

学擁護の立場からの反論がなかったわけではない。1770年のジャムの「イゾール頌」も、そのひとつであった。だがこうした伝統擁護派は60年代以降には守勢にまわっていたのである。ちょうどこの時期にジャムが詩歌のみ9篇を発表し、それ以降は沈黙を守った（そして1770年の「イゾール頌」では伝統的規範の重視を説いた）のは、それ自体が示唆的である。ジャムは、科学技術の進歩を肯定的に評価できるだけの開明さを持ちながらも、伝統的な規範や秩序を乱すような傾向には距離を置いていたのである。

ここでもう一度、ジャムと同じくトゥルーズ高等法院弁護士だったベルトラン・バレールの例を参照しておこう。周知のように彼は1789年には三部会議員に、1792年には国民公会議員に選出され、1793年春からは公安委員会の委員として、フランス革命がもっとも過激だった時代に革命のリーダーの一人になる。つまり革命に対する身の処し方はジャムとは対照的なのであるが、革命前の執筆活動を見るといくつもの点でジャムと共通していることがわかる。両者がともに、政府が主導する法典の統一に賛成する点で、トゥルーズの法曹としては少数派の立場に立っていたこと、イギリス嫌いを表明していることは、すでに指摘した。だが、それだけではない。ジャムは、第2節で述べたように、ルイ15世を国民の幸福に意を用いた点で賞賛していた。バレールもまた、1782年に発表した処女作「ルイ12世頌」において「理性と啓蒙の世紀においては、民衆の幸福こそが国王への最大の頌辞である」<sup>85)</sup>と述べる。国王はその軍事的勝利や栄光によってではなく、国民の幸福にどれほど寄与したかを基準として判断されるのである。またメリトクラシーに関しては、バレールは同じ「ルイ12世頌」において功績（mérite）よりも金（or）を優先させることになったという理由で売官制を批判しているし、「知識や徳を問題にする時、人と人とのあの虚しい差別が何だと言うのだろう。功績は祖先を必要としない」（フルゴル頌<sup>86)</sup>），「私は彼の出自については語らない。偉人は祖先を必要としない」（J.-J.ルソー頌<sup>87)</sup>），「彼の出自が貴族であることを、私が語るのを期待しないでいただきたい。天才は自分自身による名声しか受け入れないものである」（モンテスキュー頌<sup>88)</sup>）と繰り返し述べて、偉人の評価においては血筋や家柄よりも当人の功績が優先することを表明しているのである。

このようにかなり類似した思想もしくは立場を共有しながら、なぜジャムとバレールはフランス革命に際しては対照的な身の振り方をするようになるのだろうか。ひとつには世代の相違が指摘できるだろう。バレールは1755年生まれであって、1736年生まれのジャムとはほぼ二回りの歳の開きがある。ジャムはすでに述べたように、1770年にはジュ・フロローの会員に選出されており、1789年にはトゥルーズでもっとも威儀のある組織＝

<sup>85)</sup> Bertrand Barere de Vieuzac, *Eloge de Louis XII*, s. l., 1782, p. 5

<sup>86)</sup> id., *Eloge de Jean-Baptiste Furgole, avocat au Parlement de Toulouse...*, s. l., 1783, p. 7

<sup>87)</sup> id., *Eloge de Jean-Jacques Rousseau, dans Recueils de l'Académie des Jeux floraux*, Toulouse, 1787, p. 188

<sup>88)</sup> id., *Eloge de Montesquieu*, Bibliothèque municipale de Bordeaux, Ms. 829-96, no. XV.

高等法院の弁護士会長として、トゥルーズ市全体に隠然たる影響力を持っていた。それに対してバレールは1788年にジュ・フロローの会員に選出されたばかりである。すなわち名声の入り口にたどりついたところでフランス革命を迎えたのだった。中央で展開する政治の大変革が自らにとどまらざる名声と飛躍のチャンスになると捉えたとしても不思議ではない。だがジュ・フロローには、弁護士ではないが、アベ・マジという会員もいて<sup>89)</sup>、1721年生まれであるからジャムよりさらに15歳年上であるが、フランス革命の際にはすでに70歳前後の高齢にもかかわらずトゥルーズ北西の小さな町グルナドの革命行政に参加し、町役人や治安判事を務めている。世代論だけでは説明できないのである。それでバレールの他の著述に目を向けると、1788年のジュ・フロロー入会演説<sup>90)</sup>が興味深い論点を展開している。この中でバレールは哲学の発達を3つの段階に分け、その第1段階では詩歌が、第2段階では雄弁術が、哲学に適合的であるとする。しかし哲学はさらに進展し、第3段階では文学との適合関係はくずれて、哲学のみが一人歩きするのである。すなわち詩歌は哲学発達の初期、もしくは哲学がほとんど進展していない時代に適合した文学形式である。「ソフォクレスとエウリピデスは、彼らの詩歌を古代の知恵の格率によって豊かにしなかったんだろうか。ヴェルギリウスとホメロスは、詩人であるのと同じくらいに学者ではなかったか。」ただし詩歌は、人々を教化するのに、神話などの作り話を援用しなければならなかった。それが詩歌の基本的な限界なのである。「しかして哲学の世紀は、詩歌を損なうのに反比例して、雄弁にとっては好都合なのである。」フランスにおいては、トゥルバドゥールや騎士道物語の時代には詩歌がフランス語の洗練に役立ったが、フロンドの乱のころから雄弁術が現われ始め、18世紀になるとモンテスキューが「政治的雄弁」を、ルソーが「道徳的雄弁」を、そして何人の弁護士が哲学と結びついた「司法的雄弁」を担うようになった。「哲学に支えられた雄弁術の恩恵を無視できるだろうか。拷問の廃止、農奴制と賦役の消滅、刑法の改革、刑罰の緩和、プロテスタントへの市民権の付与を、諸君は雄弁術に負っているのである。」だが哲学がさらに進むと、理性の緻密さのみが問題になって魂の高揚は顧みられなくなり、抽象的な科学と幼稚な実験がはばを利かせるようになる。第1段階では詩歌が世界を美化し、第2段階では雄弁術が世界を擁護したが、第3段階では形而上学的な体系が世界を支配し、悲惨にする。この段階をバレールは「無知と野蛮の闇」と呼ぶのである。彼がどのような哲学ないし学者を念頭において、この第3段階を描いたのかは興味ある問題であるが、今はその点は論じない。重要なのはバレールがジュ・フロローにおいて伝統的に重視されてきた詩歌を過去の文学形式と決めつけ、雄弁術（およびそれによってもたらされる、いわゆる「啓蒙主義的」な社会改革）こそが新しい時代の要請に応えるものであると高らかに宣言した点なのである。

<sup>89)</sup> アベ・マジについては拙稿「啓蒙思想とフランス革命(2) アベ・マジの蔵書目録」武藏大学人文学会雑誌第26巻第1号、1994年8月、pp.1-51 参照。

<sup>90)</sup> この演説については拙稿 *Un discours de Barère prononcé avant la révolution, dans les Annales historiques de la Révolution française*, no. 262, oct.-déc. 1985, pp. 500-509 参照。

事実バレール自身は、ジュ・フロローのほかにモントバンやボルドーのアカデミーにも作品を寄せたが、いずれも懸賞論文への応募であって、詩歌は一篇も作らなかった<sup>91)</sup>。自らが第2段階に属する文人であり、近年の社会改革に参画するものであることを自負していたのである。そしてこのバレールの図式に従えば、科学技術の発達を謳うのに神話的イメージに託する詩歌をもつてするジャムは第1段階に属する時代遅れの文人なのであった。両者の相違は、その社会思想にではなく、文学上の立場に現われていたのである。ちなみに、1788年の大バイイ裁判所の設置に際してジャムと共に筆頭審議官のカンボンは、バレールのこの入会演説を聞いて「あの弁護士はかなりのものになるだろう。彼が現代哲学の不純な乳を吸ってしまったとは、なんと残念なことだろう。言っておくが、あの弁護士は危険人物だ」と言った<sup>92)</sup>。そしてこのカンボンは革命中にジャムと同じく亡命者となり、本人はパリに潜伏して辛くも生き延びたものの、夫人は恐怖政治の中で処刑されたのだった<sup>93)</sup>。

ジャムは、一方ではメリトクラシーと国民的統合を擁護し、教会と修道院制度に批判的で、原罪にも無頓着でありながら、他方では首都パリの文化的ヘゴモニーに反発しつつ、地元トゥルーズの高等法院に代表される伝統的社会秩序の維持を目指していた。同じ彼が、一方では科学技術の進歩を肯定的に評価し、その普及を目指しながら、同時にそれを神話的イメージの詩という形式に盛り、伝統的規範の維持をめざしていたのは示唆的である。両者の間にパラレルな関係を想定するのは決して的外れではないだろう。言い換えれば、ジャムの世界観は『ルイ一五世頌』、『書簡』、三部会陳情書の「ジャム版」といった政治や社会を直接に扱う著述のみでなく、一見するとそうした思想とは全く無縁に思われる文学作品の中にも表明されていたのである。そして、古典的な伝統を守れという文学上の主張の方が、高等法院の伝統を守れという政治的主張と呼応しあって、結局のところ、ジャムの生涯を基本的に規定していたのだった。

とはいえる、ジャムに見られる「進歩性」と「保守性」の共存を矛盾とみなしてはならないのであろう。というより、そもそも「進歩性」「保守性」という二元論的な区分がアンシアン＝レジーム末期の人々のうちに存在したのかどうかを、まず疑ってみなければならない。第3節でみたように、ジャムは高等法院の伝統を擁護するために『百科全書』を援用したし、『百科全書』とモローの『フランス史』、『百科全書』やマルゼルブとボシュエ、フェヌロン、マションが、それぞれに同じ政治的主張を根拠づけるものとして並列されて

<sup>91)</sup> ただし、詩歌を作ったか否かが決定的な分岐点なのではない。第2節でバレールとともに名前を出したマーユは、革命初期にトゥルーズ市の革命行政に参加した後1792年に国民公会議員に選出されるが、このマーユは革命前に論文とともに作詩も行なっていた。とはいえ、彼の詩にはジャムのような神話的イメージは見られない。

<sup>92)</sup> cf. Hippolyte Carnot, Notice historique sur Barère, in *Mémoires de B. Barère*, t. 1, Paris, 1842, p. 33

<sup>93)</sup> cf. A. Duboul, op. cit., t. 2, p. 205

いたのである。バーランステンのように「『百科全書』とマブリを引用しているから啓蒙思想派」という単純な党派区分は18世紀の現実にはそぐわない。本稿では「メリトクラシー」の語を多用したが、アンシアン＝レジーム末期においては個人の功績（=メリット）に対する褒賞として与えられるのは身分、もしくはそれに準ずる社会的地位と威信である。個人主義的なメリトクラシーと社会の身分制的秩序は矛盾なく両立していたのである。もしジャムにおいては両者が相容れず、そのために彼自身が革命期に厳しい生活を強いられたとすれば、それは彼自身の思想的矛盾ではなく、フランス革命が両者を相矛盾するものに転じてしまった、すなわち身分制秩序を破壊してしまったことの結果なのである。くり返すが、この時に若いバレールやマーユは高等法院の伝統をふり捨て、革命の変革に賭けたのだった。この後、身分ではなく金銭が功績の褒賞になるとともに、19世紀的なメリトクラシーが成立することになるが、ナポレオン帝政の時代は、帝政貴族に代表されるように、移行的な形でのメリトクラシーが出現した。その時期にジャムは「復活」し、バレールやマーユが革命期の政治活動のために逃亡や投獄の憂き目にあっているのと対照的に、トゥルーズの地方名士として栄光に包まれた晩年を過ごすことになる。

(やまざき こういち 一橋大学社会科学古典資料センター教授)

---

---

一橋大学社会科学古典資料センター *Study Series. No. 54*

発行所 東京都国立市中 2－1

一橋大学社会科学古典資料センター

発行日 2005年3月31日

印刷所 東京都新宿区早稲田鶴巻町 565-12

(有)啓文堂松本印刷

---

